

説明会

感染症法に基づく医療措置協定についてのWeb説明会

令和7年8月28日（木）Web開催
18：30～

次第

1 挨拶

2 県から説明

- ・ 医療措置協定の概要… …… 2P
- ・ 医療措置協定の締結までの流れ… …… 10P

3 質疑応答

概要

(1) 医療措置協定とは

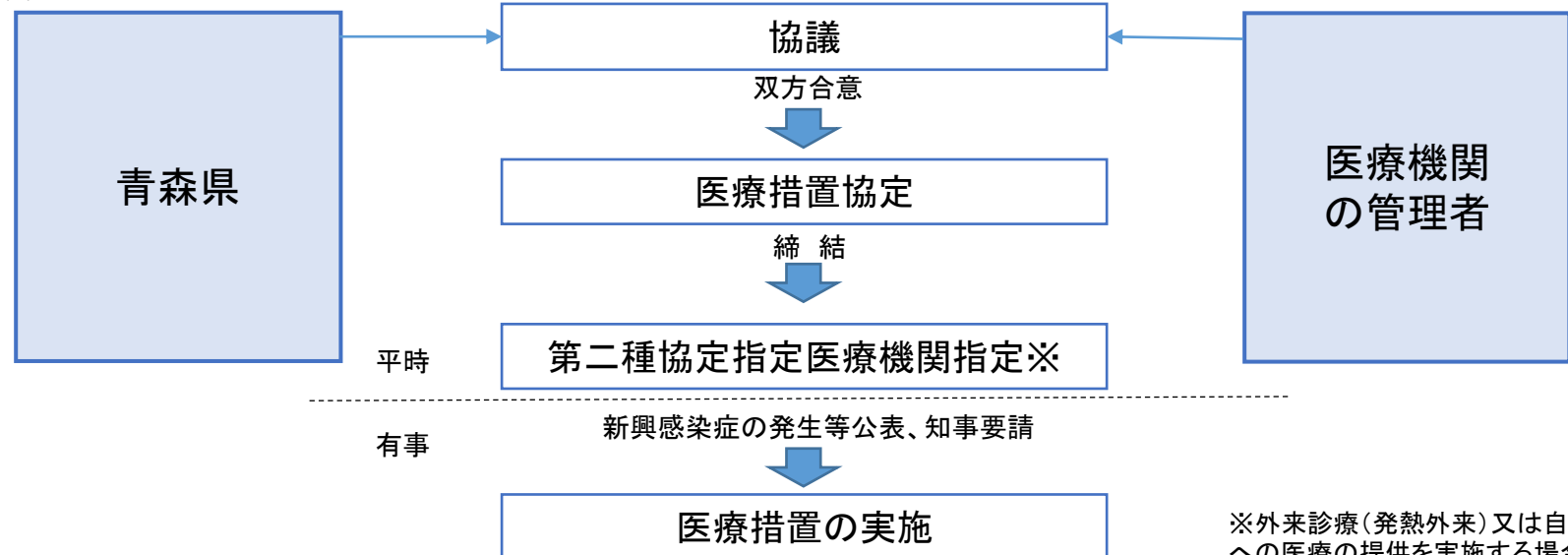
○改正感染症法（令和4年12月改正）

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、情報基盤の整備等の措置を講ずるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を一部改正し、予防計画の記載事項の充実や、都道府県と医療機関との医療措置協定の締結等については、令和6年4月1日から施行している。

○青森県感染症予防計画（令和6年3月改訂）

県は、新興感染症の発生等公表期間に新興感染症の外来診療、自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局等と平時に医療措置協定を締結し、第二種協定指定医療機関に指定する。

イメージ図



※外来診療（発熱外来）又は自宅療養者等への医療の提供を実施する場合

概要

(2) 医療措置の内容

医療措置項目	医療機関の類型			
	病院	診療所	薬局	訪問看護事業所
①病床確保	☐	☐ ※有床のみ		
②外来診療（発熱外来）	☐	☐		
③自宅療養者等への医療の提供及び健康観察	☐	☐	☐	☐
④後方支援	☐	☐ ※有床のみ		
⑤医療人材派遣	☐	☐		

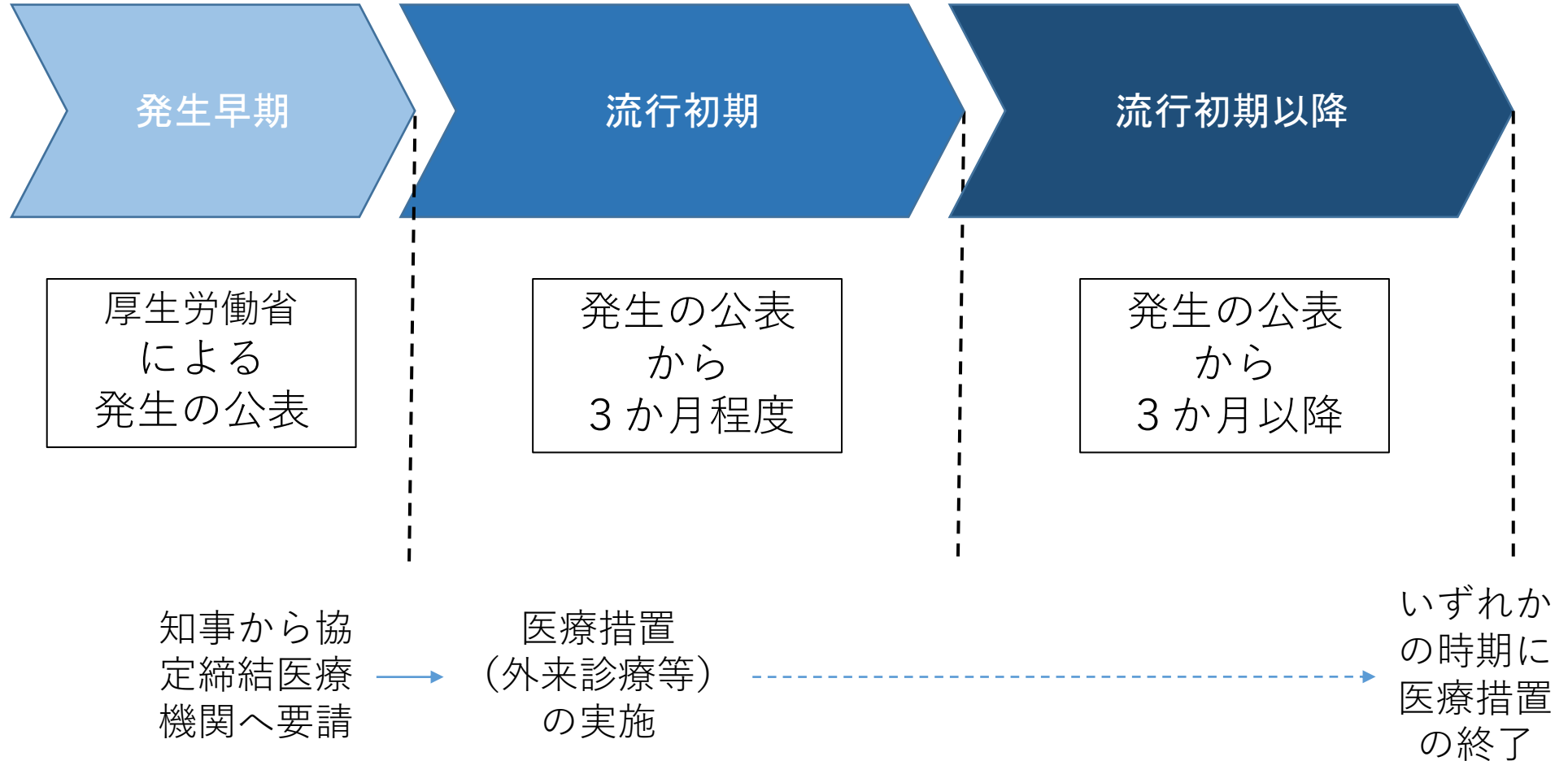
- ②外来医療（発熱外来）
③自宅療養者等への医療の提供
⑤医療人材派遣

のうち実施可能な項目（いずれか1つでも可）
について協定の締結をお願いします。

※②外来医療（発熱外来）又は③自宅療養者等への医療の提供を締結する場合は第二種協定指定医療機関に指定されます。

概要

(3) 新興感染症の発生段階



概要

(4) 外来診療（発熱外来）

○ 発熱症状のある方への外来診療（発熱外来）を実施

【協定書から抜粋】

対応時期 (目途)	流行初期※1 (厚生労働大臣公表から3か月程度)	流行初期以降※1 (厚生労働大臣公表後3か月以降)
対応の 内容	○人/日※2 (検査(核酸検出検査)の実施能力:○件/日) ※3 ・かかりつけ患者以外への対応可能/不可※4 ・小児患者への対応可能/不可※5	○人/日※2 (検査(核酸検出検査)の実施能力:○件/日) ※3 ・かかりつけ患者以外への対応可能/不可※4 ・小児患者への対応可能/不可※5

- ※1 対応の内容は流行初期と流行初期以降に分けて記載する。どちらか一つでもよい。
- ※2 当該発熱外来の開設時間内における発熱患者の対応可能な(最大の)想定数を記載する。
- ※3 医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行う場合に検査可能な(最大の)想定数を記載する。
- ※4 かかりつけ患者以外への対応についての可能/不可を記載する。不可でもよい。
- ※5 小児患者への対応についての可能/不可を記載する。不可でもよい。

対応の内容に関わらず、外来診療（発熱外来）が対応可能である場合は協定締結可能

- ・協定の各項目の全てを満たさなくても締結が可能
例えば、「オンライン診療のみ」「1日2名以内に限る」「かかりつけ患者に限る」「○曜日に限る」
- ・協定を締結することで、感染症が発生しても必ず対応を強いるものではなく、まずは相談させていただく。
- ・2類相当時の新型コロナウイルス相当の対応を想定

概要

(5) 自宅療養者等への医療の提供等

○ 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察を実施

【協定書から抜粋】

対応時期 (目途)	流行初期以降（厚生労働大臣公表後 3 か月以降）		
対応の 内容	・ 電話／オンライン診療が可能（高齢者施設等への対応が可能）	（最大〇人/日）	} ※1
	・ 往診等が可能（高齢者施設等への対応が可能）	（最大〇人/日）	
	・ 健康観察の対応が可能（高齢者施設等への対応が可能）	（最大〇人/日）	

※1 実施できる対象と内容を選択して対応可能な（最大の）想定数を記載する。
なお、電話/ オンライン診療については、新型コロナウイルス感染症における特例措置と同様に適用された場合を前提とする。

対象

自宅療養者

宿泊療養者

高齢者施設等

×

内容

電話診療

オンライン診療

往診等

健康観察

例：自宅・宿泊療養者対象、電話／オンライン診療、往診等可能

対応の 内容	・ 電話／オンライン診療診療が可能（最大5人/日） ・ 往診等が可能（最大1人/日）
-----------	---

対応の内容に関わらず、自宅療養者等への医療の提供が対応可能である場合は協定締結可能 ただし、健康観察のみは不可（外来診療+健康観察は可）

概要

(6) 医療人材派遣

○ 医療機関等※1へ医療人材を派遣※4、5

【協定書から抜粋】

対応時期 (目途)	流行初期以降（厚生労働大臣公表後3か月以降）		
対応の内容	計 ○人 うち県外可能：○人 うちDMAT：○人、DPAT○人・・・ ・医師：○人 うち県外可能：○人 うちDMAT：○人、DPAT○人・・・ ・看護師：○人 うち県外可能：○人 うちDMAT：○人、DPAT○人・・・ ・その他※3（ 可能な範囲で職種を記入 ）：○人 うち県外可能：○人 うちDMAT：○人、DPAT○人・・・		

※2

- ※1 派遣先は医療機関、宿泊療養施設、臨時の医療施設を想定している。
- ※2 派遣可能な（最大の）想定数を記載する。
- ※3 その他は、薬剤師、理学療法士、作業療法士等の専門職や事務職を想定している。
- ※4 派遣先での業務は、感染症に関する診療だけではなく感染症以外に関する診療も含まれる。
- ※5 派遣に関する費用は、国から詳細の内容が示されていないため、判明次第お知らせする。

対応の内容に関わらず、派遣が対応可能である場合は協定締結可能

概要

(7) 個人防護具の備蓄

○ 個人防護具の備蓄(任意)

医療措置の項目ではありませんが、外来診療（発熱外来）、自宅療養者等への医療の提供及び医療人材派遣のいずれかを実施していただける場合に個人防護具の備蓄（任意）をお願いします。

【協定書から抜粋】

新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙（診療所）が備蓄する。**※1、2**
 （乙における○ヶ月分**※3**の使用量）

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーション ガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
○ 枚	○ 枚	○ 枚	○ 枚	○ 枚

- ※1** 個人防護具の備蓄に関する費用は診療所で負担する。
- ※2** 施設外での保管施設を利用するなどによる備蓄方法でも可能である。
- ※3** 備蓄量は2か月分を推奨、また、順次取り崩して通常医療で使用する回転型を推奨する。
- ※4** 個人防護具は表の5種類のみ

個人防護具の備蓄をしない場合でも協定締結可能

概要

(8) 財政支援等

○ 医療措置協定に関する主な財政支援等

① 医療措置に要する費用（感染症対策にかかる費用）

国の支援を前提に県の予算の範囲内において、県が医療機関に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

② 施設・設備整備補助金（新興感染症対応力強化事業）

次の新興感染症の発生・まん延に備え、県と医療措置協定を締結する医療機関（予定を含む）が、感染症対応力を強化するために行う施設・設備（PCR検査機器など）整備に要する費用を補助する。

→ **令和7年度の募集は終了**

③ 流行初期医療確保措置（減収分の補填）

感染症の流行初期から外来診療（発熱外来）の感染症対応を行う医療機関（県知事が定める基準※を満たす場合に限る）に対して診療報酬上乘せや補助金等が充実するまでの一定期間（3か月を基本として想定）感染症流行前と同水準の収入を補償する。

→ **県知事が定める基準：1日2人以上で幅広い患者を受け入れること（かかりつけ患者以外の患者及び小児患者を受け入れること）、知事の要請から7日以内に実施すること。**

④ 診療報酬（外来感染対策向上加算）

医療措置協定の締結が算定要件の一つになっている。例えば、受診歴の有無に関わらず発熱患者等を受け入れる体制を有した上で、実際に発熱患者等に対応した場合の加算（月1回に限り20点）など

→ **詳しくは東北厚生局青森事務所へ問い合わせてください。**

⑤ 公費負担医療の適用

県民の方が外来診療（発熱外来）や自宅療養者等への医療の提供を受けた際に、公費負担の対象とするためには第二種協定指定医療機関で医療の提供を受ける必要がある。

流れ

(1) 医療措置協定の締結までの流れ

